

志摩市地域拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

1. 条例を制定する理由

既存の介護予防拠点施設を幅広く市民が利用できる地域拠点施設へ用途変更をするため、市民の交流と地域の活性に寄与することを目的とした志摩市地域拠点施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定します。

2. 制定する条例の要点

幅広く市民に施設を利用してもらえるよう、志摩市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）に規定されていた具体的な実施事業及び利用対象者の年齢要件について、本条例では規定せず、また、本条例施行に伴い旧条例を廃止します。

3. 制定による効果等

本条例の制定により市民は集いの場、交流の場として、誰もが施設を利用することができます。

志摩市地域拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、志摩市地域拠点施設の設置及び管理に関する条例(令和 7 年志摩市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第 2 条 条例第 7 条に規定する許可を受けようとする者は、地域拠点施設利用申請書(様式第 1 号)により行うものとする。

（利用の許可等）

第 3 条 市長は、前条に規定する申請に基づき利用を許可したときは、地域拠点施設利用許可書(様式第 2 号)を、条例第 8 条第 1 項により利用を許可しなかったとき、又は同条第 2 項により利用の許可を取消したときは、地域拠点施設利用不許可(取消)通知書(様式第 3 号)を申請者に交付するものとする。

（利用の取りやめ及び変更の手続）

第 4 条 前条第 1 項の規定により、利用の許可を受けた者が許可された事項を変更しようとするとき、又はその利用を取りやめるときは、地域拠点施設利用変更(取りやめ)許可申請書(様式第 4 号)と既に交付を受けた許可書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用の変更を許可したときは、地域拠点施設利用変更(取りやめ)許可書(様式第 5 号)を申請者へ交付するものとする。

（利用者の守るべき事項）

第 5 条 利用許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び備品等を損傷しないこと。
- (2) 他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害や迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (4) 大量の火気、火薬等の危険物を取り扱わないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(指定管理者による施設の管理)

第 6 条 条例第 10 条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、前 3 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「志摩市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、志摩市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 16 年志摩市規則第 102 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(志摩市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則)

3 志摩市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則は、廃止する。